

## 佐用町要綱第4号

### 佐用町高齢運転者事故防止対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、佐用町財務規則（平成17年佐用町規則第33号）等に定めるもののほか、高齢者の自動車の運転による交通事故を防止し、事故発生時には被害の軽減を図ることを目的に、兵庫県高齢運転者事故防止対策事業補助金（以下「県補助金」という。）の交付を受けた者に対し、自家用自動車へのアクセルとブレーキのペダル踏み間違い防止装置（以下「安全装置」という。）の設置に要する経費の一部を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自家用自動車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（自動二輪車を除く。）であって、自動車検査証の「自家用・業務用の別」欄に「自家用」と記載されたものをいう。
- (2) 運転免許証 道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1項に規定する運転免許証であって、有効期限内にあるものをいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱により、補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本町の住民基本台帳に記載されている者
- (2) 75歳以上の者（交付申請を行った日の属する年度の3月末日までに75歳に到達する者を含む。）
- (3) 自家用自動車を運転できる運転免許証を保有している者
- (4) 県補助金の交付を受けた者

(補助対象経費)

第4条 補助対象となる経費は、補助対象者が自家用自動車に後付け安全装置を購入及び設置するのに要する経費及び自家用自動車を新規購入する際にオプションにより安全装置を設置するのに要した経費で、県補助金の交付対象となった経費とする。

(補助金額)

第5条 町長は、前条に関する経費について、補助対象経費のうち11,000円を上限に予算の範囲内で補助金を交付することができる。ただし、補助対象者1人につき1回限りの交付とする。

- 2 補助対象経費が、前項の金額に令和元年度兵庫県高齢運転者事故防止対策事業補助金交付要綱第5条第2号に規定する補助金の額（以下「県補助金額」という。）を加えた額を下回る場合は、前項の規定に関わらず補助対象経費から県補

助金額を引いた額（1,000円未満端数がある場合は端数を切捨てた額）とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、佐用町高齢運転者事故防止対策事業補助金交付申請書（様式第1号）に、下記の書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- （1） 県補助金に係る補助金交付決定通知書の写し
- （2） 県補助金に係る安全装置設置証明書又は安全装置設置に係る領収書の写し
- （3） 振込先の銀行口座（本人名義）の確認書類の写し
- （4） 運転免許証（氏名及び住所の変更がある場合は、裏面を含む。）の写し

2 前項第1号に係る通知書を紛失するなどした場合には、県補助金の交付が確認できる書類の写しに代えることができる。

（補助金の交付決定及び交付額の確定）

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、佐用町高齢運転者事故防止対策事業補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 町長は前項の通知を行った場合、補助金申請額と交付決定金額が同額であるときは、佐用町財務規則第51条に規定する請求書の提出を省略し、速やかに補助金を補助申請者に支払うものとする。

（調査等）

第8条 町長は、当該事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、補助対象者に対し、安全装置の設置に関する報告を求め、若しくは物件を調査し、又は関係者に対し、質問をすることができる。

2 補助対象者は、前項の規定による報告の聴取及び物件の調査を求められたときは、これに応じなければならないが、かつ、同項の規定による関係者への質問を妨げてはならない。

（補助金の返還）

第9条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付した補助金の返還を命ずることができる。

- （1） 偽りその他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。
- （2） 補助金の目的に反して譲渡、交換、売却、貸付け、担保に供したこと等により収入が生じたとき。
- （3） 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力に属すると認められるとき。
- （4） その他町長が相当と認める事由があるとき。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和元年10月23日から適用する。

様式第1号（第6条関係）

佐用町高齢運転者事故防止対策事業補助金交付申請書

年 月 日

佐用町長 様

(申請者)

住 所

氏 名

印

生年月日 年 月 日 ( 歳)

電話番号

佐用町高齢運転者事故防止対策事業補助金を下記のとおり交付して下さるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 \_\_\_\_\_ 円

2 購入及び設置に要した金額 \_\_\_\_\_ 円

3 添付書類

- ・ 県補助金に係る補助金交付決定通知書の写し  
\*上記通知書がない場合には、県補助金の交付が確認できる書類の写し
- ・ 県補助金に係る安全装置設置証明書又は安全装置設置に係る領収書の写し
- ・ 振込先の銀行口座（本人名義）の確認書類の写し
- ・ 運転免許証（氏名及び住所の変更がある場合は、裏面を含む。）の写し

4 補助金の支払先 ※振込先は申請者本人の口座に限ります。

振込先	金融機関名	
	口座種別	普通 ・ 当座
	口座番号	
	(フリガナ) 口座名義人	

様式第2号（第7条関係）

佐用町高齢運転者事故防止対策事業補助金交付決定通知書  
兼 補助金額確定通知書

年 月 日

様

佐用町長

印

年 月 日付で申請のあった佐用町高齢運転者事故防止対策事業補助金については、下記のとおり交付することを決定しましたので通知します。

記

補助金交付決定額 \_\_\_\_\_ 円